

佐世保市事業者一時支援金

2022年1月から3月におけるまん延防止等重点措置の適用により、飲食店等の営業時間短縮や市民の不要不急の外出自粛の影響を受け、事業収入が減少した市内事業者に対して支援金を支給するものです。

支給対象者（以下の条件をすべて満たす方）

(1) まん延防止等重点措置の適用に伴い、次の①又は②のいずれかに該当し、2022年1月、2月または3月の売上高（申請者が営む事業の全売上高）のうち、対2021年（または対2020年、対2019年）の同月比で、月毎の減少率が20%以上30%未満減少している月が1月または2月該当すること。

① 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること。

② 県内における不要不急の外出・移動自粛による影響を受けたこと。

(2) 2022年1月19日を基準日とし、現在に至るまで市内に本社または本店を有する法人、

または市内に住所を有する個人事業主（佐世保市民）であること。

※2022年1月1日以降に創業された事業者は対象外

(3) 国の事業復活支援金、各市町等の営業時間短縮要請協力金の対象者でないこと。

(4) 市税について滞納がないこと（または市から納付の猶予を受けていること）。

※1 事業者あたり1回限りの申請となりますので、減少率の確認を十分行って下さい。

※売上高の減少率が30%以上減少している場合は、国の事業復活支援金を申請してください。

支給額

対象期間（2022年1月～3月）において、減収要件（20%以上30%未満減少）を満たす月の売上減少額（比較した月の売上との差額分）を支給

1事業者につき最大10万円/月（月ごとに計算しいずれか2か月分、最大20万円を支給）

提出書類

佐世保市事業者一時支援金交付申請書 ほか裏面のとおりに。

（市ホームページからダウンロード可。市役所・支所・行政センター、商工会議所、商工会窓口にも設置します。）

給付金の申請及び給付方法

感染拡大防止の観点から、郵送による非対面方式とし、給付は銀行口座への振込とします。

提出先

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 10階

佐世保市緊急経済雇用対策本部事務局 宛

申請期間

令和4年4月1日（金）から令和4年5月31日（火）まで（当日消印有効）

佐世保市事業者一時支援金コールセンター

0956-25-9710

令和4年4月1日（金）～令和4年5月31日（火）

土日祝を除く平日9時00分から17時00分まで

<提出書類>

法人

(1) 佐世保市事業者一時支援金交付申請書（様式1）

(2) 誓約書兼同意書（様式2）

(3) 事業を営んでいることが確認できる書類の写し

・2021年の確定申告書(別表一)の控えの写し(1枚)

※決算を1期も迎えていない場合やNPO法人・公益法人等については、別途提出書類が必要です。

(4) 売上高が確認できる帳簿等の写し(下記の①及び②を提出)

① 対象月（2022年1月～3月のうち任意の月）の月別売上を示した帳簿等

売上台帳、帳面その他、対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類 など

② 比較月（上記①の2021年同月または2020年か2019年同月）の月別売上を示した帳簿等

帳簿等については、i)またはii)のいずれかを提出してください。

i) 法人事業概況説明書の控え(2枚・両面)（「月別の売上高等の状況」の記載が必要）

ii) 売上台帳、帳面その他、対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類

※事業収入を2020年または2019年分と比較する場合は、それぞれ2020年または2019年の確定申告書の控えの写しも必要です。

【創業者特例を利用する場合】

▼2019年1月1日から2021年12月31日までに創業した場合
・開業した年の月別売上を示す帳簿等（※開業日の属する月も含む）

(5) 振込先の通帳の表紙の裏面(1・2ページ目)の写し

個人事業主

(1) 佐世保市事業者一時支援金交付申請書（様式1）

(2) 誓約書兼同意書（様式2）

(3) 事業を営んでいることが確認できる書類の写し

・2021年分の所得税の確定申告書(第一表)の控えの写し(1枚)

(4) 売上高が確認できる帳簿等の写し(下記の①及び②を提出)

※売上台帳や売上をつける帳簿がない場合は、該当する月の売上傳票の写しや仕切書の写しを提出してください。

① 対象月（2022年1月～3月のうち任意の月）の月別売上を示した帳簿等

売上台帳、帳面その他、対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類 など

② 比較月（上記①の2021年同月または2020年か2019年同月）の月別売上を示した帳簿等

i) 青色申告を行っている場合

所得税青色申告決算書の控え（1・2ページ目）（「月別売上（収入）金額」の記載が必要）

ii) 白色申告を行っている場合、または申告未済の場合

売上台帳、帳面その他、比較月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類（書類は整理の上ご提出ください。）

※事業収入を2020年または2019年分と比較する場合は、それぞれ2020年または2019年の確定申告書の控えの写しも必要です。

※フリーランス等で確定申告書上「給与」で計上されている場合、対象となる売上に係る業務委託契約書等の写し

【創業者特例を利用する場合】

▼2019年1月1日から2021年12月31日までに創業した場合
・開業した年の月別売上を示す帳簿等（※開業日の属する月も含む）

(5) 振込先の通帳の表紙の裏面(1・2ページ目)の写し

(6) 本人確認書類（運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)など） ※現住所が確認できる記載の部分